

## 社会福祉法人昭和村社会福祉協議会 指定介護予防支援事業運営規程

### （事業の目的）

第1条 社会福祉法人昭和村社会福祉協議会が開設する指定介護予防支援事業所（以下「事業所」という。）が行う介護予防支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、事業所の担当職員が、適切な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

### （運営の方針）

第2条 事業の実施に当たっては、利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防の効果が最大限発揮され、利用者が有している生活機能の維持・改善が図られるよう、目標志向型の計画を作成し、支援するものとする。

2 事業の実施に当たっては、利用者の要支援状態の悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、地域との結びつきを重視し、市町村、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、指定介護予防サービス等事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

3 事業の実施に当たっては、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 事業の実施に当たっては、利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じる。

5 事業の実施に当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。

### （事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

（1）名 称 昭和村地域包括支援センター

（2）所在地 利根郡昭和村大字糸井624番地

### （職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

（1）管理者 1名（常勤）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行い、また、当該事業所の従業者に法令及びこの規程を遵守させるため必要な命令を行う。

（2）担当職員 3名（常勤）

担当職員は、介護予防サービス計画の作成その他必要な指定介護予防支援の業務を行う。

### （営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日及び12月29日から翌年1月3日を除く。
- (2) 営業時間 午前8時15分～午後5時15分までとする。

(指定介護予防支援の内容)

第6条 指定介護予防支援の内容は次のとおりとする。

- (1) 介護予防サービス・支援計画の作成
- (2) 指定介護予防サービス事業者等との連絡調整
- (3) 介護保険施設への紹介
- (4) 利用者に対する相談援助業務
- (5) その他利用者に対する便宜の提供

(指定介護予防支援の提供方法)

第7条 指定介護予防支援の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 介護予防のための効果的な支援の方法（厚生労働省令第37号第29条から第31条の規定）に従って実施する。
- (2) 利用者の相談を受ける場所は第3条に規定する事業所内又は利用者の自宅とする。
- (3) サービス担当者会議について
  - ア 開催場所は第3条に規定する事業所内、サービス事業所内又は自宅とする。
  - イ サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。
- (4) 担当職員による居宅訪問頻度等
  - ア 提供開始月
  - イ 提供開始月の翌月から起算して3月に1回
  - ウ サービスの評価期間が終了する月
  - エ 利用者の状況に著しい変化があったとき。  
なお、利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、サービス事業所を訪問する等の方法により利用者に面接するように努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施する。
- (5) モニタリングの結果を、少なくとも1月に1回記録する。

(利用料等)

第8条 指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定介護予防支援が、法定代理受領サービスであるときは、利用者からは利用料を徴収しないものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、利根郡昭和村とする。

（事故発生時の対応）

第10条 担当職員は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

（虐待の防止）

第11条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じる。

- （1）事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- （2）事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- （3）事業所において、担当職員に対し虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- （4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（業務継続計画の策定等）

第12条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知をするとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）

第13条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

2 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

3 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

4 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（その他運営に関する重要事項）

第14条 事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

（1）継続研修 年1回以上

2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 3 事業所は、職員であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。又、利用者及びその家族による事業所（職員）に対するハラスメント行為についても、禁止事項として明確に定めることとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人昭和村社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則 この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附 則 この規程は、令和６年４月１日から施行する。